

★**千葉県男女共同参画推進連携会議 産業部会**

徳永が千葉県と千葉県男女共同参画推進連携会議で講演をさせていただきます。内容は

「互いに助け合い、働く事が楽しい事務所に」

～素敵なハーモニーを奏でる夢に向かって～ です。

日時：11月7日(金) 14:00～16:00

場所：千葉県教育会館 203 会議室

無料ですので、皆様どうぞお気軽にお越しください。

詳しくは、こちらから

http://www.sr-harmony.jp/pdf/sangyobukai_261107.pdf

★**有給消化 企業の義務に**

厚生労働省は企業に対して有給休暇の消化を義務付ける検討に入った。

今の制度は、本人に休む権利があるものの、66%の人が取得にためらいを持っているため有給の取得率は47%にとどまっている。欧米諸国では、企業が有給消化の義務を負うため有給取得率が100%に近い。

新制度で企業に義務付ける有給消化は、当面は数日分にとどめる、これは一般社員に加え、管理職も対象とする。2016年施行を目指す。

その他、審議会で議論されているのは

1. インターバル制

終業から翌日の始業まで11時間の休憩義務

(深夜勤務の看護師などを対象としてみるとみられる)

2. 労働時間の上限

一定時間を上回る労働を完全に禁止

3. 残業代の引き上げ(中小企業も大企業並みに)

月60時間超の残業割増手当を50%に

★**社員の発明 報奨義務**

特許庁は、社員が仕事で行った発明に対する報奨をすべての企業に義務づける。発明による特許は「社員のもの」としている特許法を「会社のもの」とするよう改正し、同時に報奨義務を条文に盛り込む。

発明の対価を求める社員からの訴訟を防ぐとともに発明の意欲を確保して産業競争力向上につなげる。来年の通常国会への法案提出を目指す。

★**ソフトウェア業 月残業80時間以上**

神奈川県労働局は県内でソフトウェア業を営む事業場の長時間労働に注目しており、初めて自主点検を実施した。月80時間以上の時間外労働に従事していたのは約32%、月100時間以上は22%と多い。

さらに「36協定を提出していない」「36協定を提出していても時間外超過違反の疑いがある」は合計17%だった。今後、ソフトウェア業界への監視を強めるとのこと。

★**「長時間労働削減推進本部」設置**

今年6月に「日本再興戦略」に「働き過ぎ防止のための取組強化が盛り込まれたうえ、過労死等防止対策推進法が成立・公布されたことを受け、総合的な長時間労働対策に取り組む「長時間労働削減推進本部」の設置を決めた。

11月から長時間労働削減の徹底を目的とした「重点監督」を実施する方針。具体的には、長時間にわたる時間外労働や賃金不払い残業が認められる事業場、過労死の労災請求があった事業場などに焦点を当て指導を強化、是正しない場合は書類送検と企業名公表を積極的に行う。

労働条件相談体制も充実。9月1日より「労働条件相談ほっとライン」では、残業を削減する方法や残業代の計算方法など、様々な相談が夜間や土日でも無料で受け付けており、経営者の方も相談できる。

11月1日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、ここで得た情報を重点監督に活用する。

